

◆旅行業約款（標準約款を定める）

「観光庁告示第9号 平成30年3月29日(同年4月1日施行)」

旅行業登録内容

業務範囲：国内旅行 旅行サービス手配業 海外企画旅行（代理扱販売）

登録商号 車いすサポート・東京ハイヤー旅行社

登録番号 東京都都知事登録旅行業 3-7722号

登録年月日 2019年1月24日 有効2024年1月24日

総合旅行業務取扱管理者 須藤哲志 番号2386 1972年認定

◆一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款

「国土交通省告示第175号 平成26年2月28日(4月1日施行)」

登録商号 車いすサポート・東京ハイヤー株式会社

許可番号 関自旅二第2341号

登録年月日 2004年3月4日

運行管理者名 須藤 哲志 東京2004第2463号

第1章 総則

(適用範囲)

第1条

1. 当社が旅行者との間で締結する旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
2. 当社が法令に反せず、かつ、旅行者に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

第2条

1. この約款で、当社が、旅行者（旅行会社）からの委託により、代理、媒介又は取次をすること等により運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
2. この約款で「国内旅行」とは、本邦内の旅行のみをいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
3. この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手数料金を除きます。）をいいます。
4. この部で、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受け旅行契約の旅行代金等を定める方法により支払うことで契約。
5. この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社が使用するメール、FAX、電話機を通じて送信する方法により行うものをいいます。
6. この約款で当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払日を決めた日をいいます。

(旅行契約の内容)

第3条

当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社

がその業務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。

（手配代行者）

第4条

当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を他の旅行者（運行業社）、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の締結

（契約の申込）

第5条

1. 当社は、当社に手配旅行契約の締結しようとする旅行者は、当社の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
2. 当社と契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。
3. 第一項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

（契約締結の拒否）

第6条

当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。

1. 旅行代金等に係る債務の一部又は全部を規約に従って決済できないとき。
2. 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
3. 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
4. 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
5. その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

第7条

1. 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

（契約成立の特則）

第8条

1. 当社は、第五条第一項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより契約を成立させることがあります。
2. 前項の場合において、契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

（乗車券及び宿泊券等の特則）

第9条

1. 当社は、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受けることがあります。
2. 前項の場合において契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

（契約書面・お受書）

第10条

1. 当社は、契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び取り扱いに関する事項を掲載した書面（以下「契約書面又は、お受書」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

2. 前項（第10条1.）本文の契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

（情報通信の技術を利用する方法）

第11条

1. 当社は、契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信（FAX、メール）を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したとき

第3章 契約の成立

（契約の変更及び解除）

第12条

1. 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更するように求めることができます。この場合において、当社は可能な限り旅行者の求めに応じます。
2. 前項の旅行者の求めにより、手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手数料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

（旅行者による任意解除）

第13条

1. 旅行者は、いつでも旅行契約の全部又は、一部を解除することができます。
2. 前項の規定に基づいて契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手数料金及び当社が得るはずであった取扱料金は支払わなければなりません。

（旅行者の責に帰すべき事由による解除）

第14条

1. 当社は、次に掲げる場合において、契約を解除することがあります。
2. 旅行者が決められた期日までに旅行代金を支払わないとき。
3. 旅行者が第六条第二号から第四号までのいずれかに該当することが判明したとき。
4. 前項の規定に基づいて手配旅行契約を解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手数料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

（当社の責に帰すべき事由による解除）

第15条

1. 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除することができます。
2. 前項の規定に基づいて旅行契約を解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。
3. 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません

第4章 旅行代金

（旅行代金）

第16条

1. 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期日までに、旅行代金を支払わなければなりません。

2. 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
3. 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

(旅行代金の精算)

第 17 条

1. 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金として既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第三項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。
2. 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。
3. 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第 5 章 団体・グループ手配

(団体・グループ手配)

第 18 条

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者)

第 19 条

1. 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第二十一条第一項の業務は、当該契約責任者との間で行います。
2. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。
3. 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を追うものではありません。
4. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(契約成立の特則及び契約書面の交付)

第 20 条

1. 当社は、契約責任者と旅行契約を締結する場合において、第五条第一項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく旅行契約の締結を承諾することがあります。
2. 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した契約書面を交付するものとし、旅行契約は、当社が当該契約書面を交付したときに成立するものとします。

(構成者の変更)

第 21 条

1. 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。
2. 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

(添乗サービス)

第 22 条

1. 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスが提供することがあります。
2. 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。

3. 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8時から19時までとします。
4. 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

第6章 責任
(当社の責任)

第23条

1. 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して1カ月以内に当社に対して通知があったときに限ります。
2. 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
3. 当社は、一時保管していた車内の手荷物等（現金、宝石等貴重品は対象外）の損害については、損害発生の日から起算して、10日以内に通知があったときに限り、当社契約保険約款の査定により（最大一事故29万円）賠償します。

(旅行者の責任)

第24条

1. 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
2. 旅行者は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

第7章 弁済業務保証金
(弁済業務保証金)

第25条

1. 当社は、旅行業法第7条第1項により、東京法務局に営業保証金として、保証限度額300万円を供託金として納め、社団法人日本旅行業協会の保証会員となっております。
2. 当社と旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項、供託している弁済業務保証金から300万円に達するまでの弁済を受けることができます。
3. 当社は、旅行業法第22条第10第1項の規定に基づき社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりません。同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。
4. 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、当社が旅行業法第七条第一項の規定に基づいて供託している営業保証金から弁済を受けることができます。
5. 当社が営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地は、次のとおりです。
6. 名称 東京法務局

所在地 千代田区九段南1-1-15 第2合同庁舎

7. 苦情の申出
上記、約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

取り消し代

下記内容でご請求致します

一 国内旅行に係る取消料

区分	取消料
(一) 次項以外の主催旅行契約	

イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目(日帰り旅行にあっては十日目)に当たる日以降に解除する場合(ロからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の二〇%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の三〇%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の四〇%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の五〇%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の一〇〇%以内
(二) 貸切船舶を利用する主催旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款

国土交通省告示第 175 号 平成 26 年 2 月 28 日(4 月 1 日施行)

(適用範囲)

第 1 条 当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

第 2 条 2 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

第 3 条 第 2 条 旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

(運送の引受け)

第 4 条 当社は、次条又は第 4 条の 2 第 2 項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

第 5 条 (運送の引受け及び継続の拒絶)

第 6 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

(1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。

(2) 当該運送に適する設備がないとき。

(3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。

(4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

(5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

(6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。

(7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき。

(8) 旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。

(9) 旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。(

(10) 旅客が付添人を伴わない病者であるとき。

(11) 旅客が感染症の所見あるとき又は恐れがあるとき。

2 当社は禁煙車両であり、旅客は喫煙を差し控えていただきます。

3 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

(運賃及び料金)

第7条 当社が収受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによります。

2 前項の運賃及び料金は、時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金メーター器の表示額によります。

(運賃及び料金の収受)

第8条 当社は、旅客の下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます

(旅客に対する責任)

第9条 第7条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第10条 当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第11条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。